

各 位

大阪弁護士会

会 長 竹岡 富美男

同 弁護士業務改革委員会

委 員 長 田 中 宏

ベンチャー型事業承継のススメ

大阪弁護士会弁護士業務改革委員会ベンチャー法務PT・近畿経済産業局 共催

経済産業省中小企業庁調査室が発表した「2017年版中手企業白書概要」によれば、中小企業数は減少傾向にあり、その主要な原因として、新規開業の停滞、生産性の伸び悩みに加えて、経営者の高齢化や人材不足の深刻化といった構造的な問題が挙げられています。

昨今、空前の創業ブームではありますが、「ゼロイチ」型の創業だけでなく、中小企業の企業数が国内企業の99.7%を占めている日本経済の企業構造に鑑みれば、経営を新たに引き継ぐ者が先代から受け継ぐ有形・無形の経営資源をベースに、新規事業、業態転換、新市場参入など新たな領域に挑戦する、すなわち「ベンチャー型事業承継」こそ、積極的に推進すべき創業スタイルではないでしょうか。

そこで、弁護士業務改革委員会ベンチャー法務PTは、近畿経済産業局との共催により、創業の新たな概念としての「ベンチャー型事業承継」を提唱し、若手後継者による前向きな事業承継を推進することを目的として、本セミナーを開催することとしました。

本セミナーにおいては、実際に、家業の経営資源を活用して事業にイノベーションを起こされた経営者の方に、「ベンチャー型事業承継」としての新事業への取り組みの経緯等について講演頂くとともに、当ベンチャー法務PTのメンバーから、イノベーションの過程において課題となる知的財産権の取扱いについての講義を行います。また、近畿経済産業局様からは、ベンチャー型事業承継に関する取組概要や若手後継者が活用できる資源について御紹介頂きます。

本セミナー終了後には、懇親会を予定しておりますので、既存経営資源の活用可能性や事業承継ならではの悩みを共有いただくとともに、法的課題についても、積極的に意見交換して頂ければと存じます。

若手後継者の方はもちろんのこと、次世代への承継を予定している経営者の方、「ベンチャー型事業承継」に興味のある方等奮ってご参加ください。

記

日 時 【セミナー】平成30年7月20日（金）午後6時～8時【受付開始時間：午後5時半】

【懇親会】 同 午後8時半～

会 場 大阪弁護士会12階の1203会議室

※懇親会会場については、当日ご案内します。

定 員 80名

申込み 裏面の参加申込をご参照ください。

費 用 セミナー無料、懇親会5000円程度

第1部 セミナー「家業×イノベーションによる新たな価値の創出」

講 師 株式会社井上 代表取締役 井上昌一 様

第2部 セミナー「知っておきたい知財管理のキホン～契約書作成における留意点～」

講 師 弁護士 玉置菜々子

第3部 質疑応答

一時保育サービスを実施します（要予約・無料）

[対象]原則、首がすわっている乳児～未就学児

[時間]行事開始15分前から終了15分後まで

※一時保育を希望される方は、7月10日(火)までに大阪弁護士会企画部会員サポート課
中川まで電話(06-6364-1372)でお問合せください(申込に必要な書類をご送付いたします。)
※申込人数により、お断りさせていただくこともありますので、ご了承ください。

<お申込方法>

大阪弁護士会 HP 新着・イベント欄よりお申し込みください。

QRコードでもアクセスできます



URL :

https://www.osakaben.or.jp/web/entry/p_form.php?id=id_5b32044e6fa49

・お申し込みは先着順、定員 80 名様とさせていただきます。

・ご不明な点は大阪弁護士会事務局（担当：中川）までご連絡ください（06-6364-1372）

▼大阪弁護士会館のご案内

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車
出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車
1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車
26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

本件に関するお問い合わせ先

大阪弁護士会企画部会員サポート課

中川 06-6364-1372

